

お知らせ

9月から10月までは「秋サケ密漁防止月間」

秋サケの来遊とともに、秋サケの採捕が禁止されている河口付近等の海面や、内水面の密漁が毎年後を絶たず、取締機関による検挙者も多数出ています。

道では9月1日から10月31日までを「秋サケ密漁防止月間」と定め、密漁の未然防止のための啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体等と連携しながら、巡回パトロールや指導取締り等の活動を行うこととしています。

皆様には、秋サケ資源の保護と密漁の撲滅に向けたご理解とご協力をお願いするとともに、密漁者を見つけた場合には、最寄りの警察署や総合振興局水産課、漁協などに連絡してください。

■お問い合わせ

上川総合振興局産業振興部
電話 0166・46・5959

10月1日は「土地月間」、10月1日は「土地の日」

土地は貴重な資源であり、私たちの生活や企業活動にとって不可欠な基盤です。

国土交通省では土地が適正に利用されるよう、10月を「土地月間」と定め、土地に関する

基本理念の普及・啓発活動の充実を図っています。

この機会に、豊かで安心できる住みよい社会を築いていくために、一度土地の有効利用について考えてみませんか。

■お問い合わせ

国土交通省
土地・建設産業局総務課
電話 03・5253・8111

第59回精神保健北海道大会のご案内

日時 10月18日(日)
12時30分～16時30分
場所 富良野市文化会館
大ホール

内容

①記念講演
テーマ「笑う力は生きる力」
「こころの健康があなたを元気にする」

講師 日本笑い学会秋田県人会
会長 人星亭 喜楽駄朗師匠
②アトラクション
富良野吹奏楽団と富良野
東中学校吹奏楽部のコー
ポ演奏

※申込不要・参加無料です。

■お問い合わせ

富良野地域精神保健協会
(富良野保健所健康推進課内)
電話 23・3161

「税を考える週間」 書道展のお知らせ

村では小学校3年生から中学生の協力のもと、次のとおり書道展を開催しますので、ぜひお立ち寄りください。

◆展示場所・期間

●占冠村総合センター ロビー
11月9日～13日
●トムムコミュニティセンター ロビー
11月16日～20日

国税庁では11月11日～17日を「税を考える週間」と定め、税の意義や役割、適正な申告及び納税の必要性とともに考え、税に関する意識を高めていただく期間としています。

国税庁のホームページに「税の学習コーナー」があり、クイズやゲームなどで、楽しみながら税金について学ぶことができますので、ご覧ください。

【参考】 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

■お問い合わせ

総務課税務担当
電話 56・2125

10月1日は「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、中小企業退職

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習 (30分)

- ◎10月5日(月) 13時～
- ◎10月15日(木) 13時～
- ◎10月20日(火) 13時～
- ◎11月5日(木) 13時～

■一般講習 (1時間)

- ◎10月5日(月) 14時～
- ◎10月15日(木) 14時～
- ◎11月5日(木) 14時～
- ◎11月16日(月) 14時～

■違反講習 (2時間)

- ◎10月9日(金) 13時～
- ◎10月26日(月) 13時～
- ◎11月25日(水) 13時～

■初回講習 (2時間)

- ◎11月10日(火) 13時～
- ◎1月12日(火) 13時～

平成27年10月1日 国勢調査実施中 回答は10/7まで

回答はお済みですか？

9月20日までにインターネット回答がなかった世帯へ紙の調査票が配布されていますので、調査のご協力をお願いします。

住民票の登録に関係なく、10月1日現在すでに3か月以上住んでいる方(まだ3か月にならないが3か月以上住む予定の方も含む)が対象です。万が一、調査票が届いていない場合には、担当までご連絡ください。

■お問い合わせ 企画商工課広報担当
電話 56-2124

ニニウキャンプ場の利用状況をお知らせします

※8月利用状況
入場者数 1,595人
(宿泊 1,369人 日帰り 226人)

■お問い合わせ
産業建設課農業担当
電話 56-2174

お知らせ

知っていますか？ 建退共制度

建設業退職金共済(建退共)制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。加入できる事業主は建設業を営む方で、建設業の現場で働く人が対象です。

金共済制度の一層の加入促進を図るため、10月1日から10月31日までの期間を「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」として、全国規模で集中的な加入促進活動を展開します。詳しくは、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページをご覧ください。

■お問い合わせ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
電話 03・6907・1234

掛金は日額310円です。特長

- ・国の制度なので安全、確実申込み手続きは簡単です。
- ・経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ・掛金の一部を国が助成します。

- ・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

詳しくは、最寄りの建退共支部へお問い合わせください。

【北海道支部】

011・261・6186

■お問い合わせ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
電話 03・6731・2866

「厚志に
感謝いたします。」

◆占冠中央小学校児童会(山本萌会長、渡辺堅成副会長、藤田遥誠副会長)から、車いすが寄贈されました。

社会福祉法人
占冠村社会福祉協議会



「必ずチェック 最低賃金！使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 764円
効力発生日 平成27年10月8日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

村営住宅入居者募集のご案内

募集団地 ●受付期限 10月15日(木)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ●中央地区 3戸 | ●トナム地区 1戸 |
| ○第2美園団地
3LDK 2戸 | ○第3トナム団地
3LDK 1戸 |
| ○第2千歳団地※
4LDK 1戸 | |

※第2千歳団地は、村営住宅とは入居資格が異なりますので、詳しくは、産業建設課建築担当へお問い合わせください。

皆様の入居をお待ちしています

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。

(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)

※单身の方でも入居できます。
※連帯保証人が2名必要です。

★入居者と同等または同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月2日(月)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トナム支所